



長野県報

3月7日(木)
令和6年
(2024年)
第489号

目次

規則

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（資源循環推進課）…………… 2

告示

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）…………… 5

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）…………… 5

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障がい者支援課）…………… 6

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）…………… 7

平成4年長野県告示第828号（長野県における普通公衆浴場の入浴料金の価格の統制額の指定）の一部改正（食品・生活衛生課）…………… 7

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）…………… 7

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 8

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 9

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）…………… 9

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）…………… 9

平成16年長野県告示第304号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部改正（建築住宅課）…………… 10

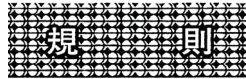
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 10

公告

農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧（農業政策課）…………… 11

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）…………… 11

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）…………… 11



廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第4号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第23号から様式第25号までを次のように改める。

(様式第23号) (第45条関係)

産業廃棄物運搬実績報告書（年度実績）

—収集運搬業—

年 月 日

長野県知事 殿

報告者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

担当者名

連絡先

年度の産業廃棄物の運搬実績について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第1項の規定により、次のとおり報告します。

産業廃棄物収集運搬業の許可番号		特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可番号			
産業廃棄物の運搬を受託した実績の有無		産業廃棄物の運搬を受託し、県外に運搬した実績の有無			
普通産業廃棄物の種類	コード	受託した産業廃棄物の県外への運搬量(t)	特別管理産業廃棄物の種類	コード	受託した産業廃棄物の県外への運搬量(t)

普通産業廃棄物運搬量 計 (①)		特別管理産業廃棄物運搬量 計 (②)			
産業廃棄物運搬量 計 (①+②)					

(備考) 1 「普通産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち特別管理産業廃棄物を除いたものをいう。

2 「コード」欄には、知事が別に定めるコードを記載すること。

3 運搬量には、報告者が排出し、自ら運搬した産業廃棄物の運搬量は含まないこと。

4 運搬量はトンに換算して記載すること。

(様式第24号) (第45条関係)

産業廃棄物処分実績報告書 (年度実績)

—中間処理業・最終処分業—

年 月 日

長野県知事 殿

報告者

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者名

連絡先

年度の産業廃棄物の処分実績について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第1項の規定により、次のとおり報告します。

産業廃棄物処分業の許可番号		特別管理産業廃棄物処分業の許可番号			
許可の種類		産業廃棄物の処分を受託した実績の有無			
普通産業廃棄物の種類	コード	受託した産業廃棄物の処分量 (t)	特別管理産業廃棄物の種類	コード	受託した産業廃棄物の処分量 (t)
普通産業廃棄物処分量 計 (①)		特別管理産業廃棄物処分量 計 (②)			
産業廃棄物処分量 計 (①+②)					

- (備考) 1 「普通産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち特別管理産業廃棄物を除いたものをいう。
- 2 「コード」欄には、知事が別に定めるコードを記載すること。
- 3 処分量には、報告者が排出し、自ら処分した産業廃棄物の処分量は含めないこと。
- 4 処分量はトンに換算して記載すること。

(様式第25号) (第45条関係)

産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書 (年度実績)

年 月 日

長野県知事 殿

報告者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

担当者名

連絡先

年度の産業廃棄物の処分実績及び施設について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	処分した産業廃棄物の種類及び処分量 (t)					許可施設数
産業廃棄物処理施設の種類及び許可番号	A	A	A	A	A	A
合計						

- (備考)
- 1 処分した産業廃棄物の種類及び知事が別に定めるコードをA欄に記入し、産業廃棄物処理施設ごとに当該種類の産業廃棄物に係る処分量を記入すること。
 - 2 処分量には、報告者が排出し、自ら処分した産業廃棄物の処分量を含めること。
 - 3 処分量はトンに換算して記載すること。
 - 4 記載事項の全てを記載できないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

附 則

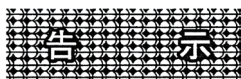
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）第54条第1項の規定による令和5年度における産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関する報告及び同条第2項の規定による同年度における産業廃棄物の処分及び当該産業廃棄物処理施設の状況に関する報告については、この規則による改正後の廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則様式第23号から様式第25号までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

資源循環推進課



長野県告示第119号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
ライフライク株式会社	放課後等デイサービス あん School ジャンプ	茅野市ちの横内2928-2 リバーサイド上川2階	令和5年11月1日	放課後等デイサービス
一般社団法人おもちゃの木	多機能型事業所 希常	伊那市西箕輪7884番地1	令和5年12月1日	児童発達支援
Harmony Gift 株式会社	Harmony Gift	上田市富士山3434番地3	令和6年1月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社野村屋	MIRAI	上田市上田原800番地5	令和6年1月1日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
株式会社千桜舎	かえで★すくーる	上伊那郡南箕輪村南殿 5272-1	令和6年1月1日	保育所等訪問支援
合同会社さくらぼ	就労準備型放課後等デ イサービスさくらぼ須 坂中央教室	須坂市大字須坂馬場町 1672-1	令和6年1月1日	放課後等デイサービス
社会福祉法人縦の木福祉 会	多機能型事業所 わく わく	小県郡長和町長久保455 番地	令和6年1月1日	保育所等訪問支援

障がい者支援課

長野県告示第120号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部守一